

(別添)

「人事院規則 8—18 (採用試験) の一部を改正する人事院規則案」に対して提出された御意見と人事院の考え方

御意見の概要	人事院の考え方
<p>歴史学を明記するなら、それとセットの地理学も明記すべきではないか。 高校の新指導要領ではそのようになっている</p>	<p>人事院規則 8—18 (採用試験) 別表第 1 においては、国家公務員採用試験の区分試験及び区分試験の対象となる官職を定めています。 本改正案は、人文科学専攻者が自らの専門分野で受験しやすい区分試験を設ける趣旨から、国家公務員採用総合職試験 (院卒者試験) 行政区分及び国家公務員採用総合職試験 (大卒程度試験) 政治・国際・人文区分の対象となる官職について、それぞれの試験の対象となる院卒程度の者及び大卒程度の者に即して規定しています。また、出題分野の全てを明記するのではなく、大学等における人文科学の代表的な 3 つの分野である哲学、歴史学及び文学に着目して、新たな区分試験の対象となる官職を設定することとしています。 一方で、御指摘の分野については、具体的な出題分野を列挙する人事院公示の中で明記することとしており、今回の規則の改正とともに官報に掲載されます。また、受験案内や広報資料等など受験者の周知の段階でも明記していくことを予定しています。</p>
<p>外国人の採用反対</p>	<p>人事院規則 8—18 (採用試験) 第 9 条第 1 項において、日本の国籍を有しない者は採用試験を受けることができないものと規定されています。</p>

<p>改正案に反対です。</p> <p>国家公務員試験は、国家公務員法によれば「採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る官職についての適性を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする」もので、そのうち総合職は「係員の官職のうち、政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職」を対象とする試験です。</p> <p>今回追加される「哲学、歴史学、文学」に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職は、「政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務」に当たらず、このような試験に合格した者を採用して法令や政策の企画立案をする職員にすることは、明らかに国家公務員法違反です。</p> <p>「哲学、歴史学、文学」を専攻した学生を受験生として広く受け入れたいのであれば、「専攻分野にとらわれない広範な見識を有する学生や外国の大学の卒業生など多様な有為の人材確保に資するよう、企画立案に係る基礎的な能力の検証を重視した試験」である「教養区分」の合格者を拡大すればいいだけです。</p> <p>国家公務員総合職の受験生を増やすために、国家公務員法に違反しては、本末転倒です。</p> <p>人事院は、場当たりの試験制度の改正をするのではなく、目的と手段をよく考えて国家百年の計に立って試験制度を企画立案して下さい。</p> <p>なお、ロースクールの学生で司法試験にも合格している者を対象とする試験に関する改正については、当然のことなので、賛成です。</p>	<p>本改正案は、幅広い専門分野の人材を確保する目的から、国家公務員採用総合職試験の事務系区分の採用者に占める人文科学専攻者の割合が上昇傾向にあるといった状況も踏まえ、同試験に人文科学専攻者が自らの専門分野で受験しやすい区分試験を設けるものです。</p> <p>今般追加する「哲学、歴史学、文学」に関する知識等を必要とする業務に従事することを職務とする官職は、総合職試験（院卒者試験）行政区分及び総合職試験（大卒程度試験）政治・国際・人文区分の対象官職としており、いずれも政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職です。</p> <p>なお、行政の直面する課題が複雑化・高度化する中、こうした課題に的確に対処していくためには、哲学、歴史学、文学といった人文科学系の専門分野を学んだ経験を有する行政官も重要な役割を担うことが期待されるものと考えています。</p>
<p>・意見内容 「主として政治学・・・（中略）・・・法律及び経済に関する知識（以下略）」の文中に「家政学」を加えてはどうでしょうか。</p> <p>・理由 女子大学に家政学を教授する大学が多くみられる。</p>	<p>本改正案は、幅広い専門分野の人材を確保する目的から、国家公務員採用総合職試験の事務系区分の採用者に占める人文科学専攻者の割合が上昇傾向にあることも踏まえ、同試験に人文科学専攻者が自らの専門分野で受験しやすい区分試験を設けるものです。</p> <p>他の分野についても、同様の状況等が見られれば、必要な検討を行うことが考えられます。</p>
<p>院卒者試験および大卒程度試験で、受験区分・対象に「人文」「哲学、歴史学及び文学」が明記されることは、社会の変化を受けての行政職の業務内容の広がりや、各省庁での職務における人文学的素養の重要性の認識、これまでの人文科学系（文学部・人文学部等）出身者の活躍と今後への期待、の反映でもあり、望ましい改正です。もっと早くから見直されるべきであったともいえます。</p> <p>「統計学」についても、データサイエンス活用のニーズの高まりや、統計不正等の問題の多発をふまえ、受験区分・対象に明記するよう、速やかに検討を進めるべきです。</p>	<p>本改正案に対しては賛成いただいたものと理解いたしました。</p> <p>統計学については、国家公務員採用試験では、総合職試験及び一般職試験で実施される基礎能力試験において、グラフや表の統計資料を解釈させる問題を出題しています。さらに、総合職試験の行政区分、経済区分、数理科学・物理・地球科学区分、農業科学・水産区分の専門試験において統計分野の出題をしており、令和4年度に創設したデジタル区分でも、専門試験において統計分野からの出題をしています。統計学の素養がある方にも、国家公務員採用試験を積極的に受験をしていただきたいと考えております。</p>